

さいたま市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を  
ここに公布する。

令和8年 3月31日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第54号

さいたま市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の住居手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第14条第1項第1号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅、職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</u></p> <p style="text-align: center;">(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 条例第14条第1項第2号の規則で定める職員は、さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第47号）第5条第3項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員又は同規則第5条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）にあっては、当該適用の直前の住居であった住宅（有料宿舍及び前条に規定する住宅を除く。）又は</p>	<p style="text-align: center;">(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第14条第1項第1号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、<u>父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（条例第10条に規定する扶養親族で条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅、職員の扶養親族たる者が所有する住宅及び職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</u></p> <p style="text-align: center;">(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 条例第14条第1項第2号の規則で定める職員は、さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第47号）第5条第3項に該当する職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。</u>）で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員又は同規則第5条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となっ</p>

これに準じるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

た者にあつては、当該適用)の直前の住居であつた住宅(有料宿舎及び前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準じるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。